

広域行政調査特別委員会記録

開催日時 平成24年9月4日(火) 10:05~11:15

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

井岡 正徳 委員長
今井 光子 副委員長
小林 茂樹 委員
尾崎 充典 委員
藤野 良次 委員
畠 真夕美 委員
奥山 博康 委員
新谷 紘一 委員
梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 松谷 知事公室長
中山 地域振興部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

- (1) 当面の諸問題について
- (2) その他

<会議の経過>

○井岡委員長 それでは、ただいまから広域行政調査特別委員会を開会いたします。

議事に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

本日はご多忙のところ出席いただきありがとうございます。私と今井光子委員がさきの6月定例会におきまして、当委員会の正副委員長に再任されました。委員各位並びに理事者の協力、ご支援を得て、引き続き委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、新谷委員は1時間程度おくれるとの連絡を受けておりますので、ご了解願います。

案件に入ります前に、9月1日付で事務局に異動がありましたので、事務局長より自己紹介をお願いいたします。

○石井事務局長 石井でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○井岡委員長 次に、出席を求める理事者ですが、去る7月19日の正副委員長会議でお手元に配付のとおり決定されていますので、ご了承願います。

それでは、新たに参加いただいている理事者の自己紹介をお願いします。

○七尾景観・環境局次長自然環境課長事務取扱 景観・環境局次長の七尾でございます。よろしく申し上げます。

○村上産業・雇用振興部次長企画管理室長事務取扱 産業・雇用振興部次長の村上でございます。よろしく申し上げます。

○芝池土木部次長企画管理室長事務取扱 土木部次長の芝池でございます。よろしく申し上げます。

○井岡委員長 ありがとうございます。

本日は常時出席を求める理事者のほかに5名の理事者に出席を求めていますので、自己紹介または関係部長からご紹介を願います。

○松丸知事公室次長消防救急課長事務取扱 知事公室次長の松丸でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○中山地域振興部長 地域振興部職員を紹介します。

清水地域政策課長です。

○清水地域政策課長 よろしく申し上げます。

○中山地域振興部長 反田図書情報館副館長です。

○反田図書情報館副館長 反田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○中山地域振興部長 河合保険指導課長。

○河合保険指導課長 保険指導課長の河合でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○中山地域振興部長 丸山住宅課長。

○丸山住宅課長 住宅課長の丸山でございます。

○井岡委員長 ありがとうございます。

次に、委員会の運営についてですが、お手元に配付しております今後の委員会の運営についてを説明させていただきます。

1の所管事項及び調査・審査事務については、記載のとおりであります。

2の議論の方向についてですが、昨年の委員会設置から議論していただき、一定の議論の方向として取りまとめたものです。これが①から⑥にあります。

3の委員会の運営は、今後、所管事項等に係る調査並びに審査を行うとともに、ただいまの議論の方向に委員間討議を行いながら、4のスケジュールに沿って、来年の6月定例会におきまして、委員会としての成果報告をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は県内調査も含め県内広域行政を議題とし、次回は圏域を越えた広域行政の課題について議論を予定しております。

ただいまの説明及び今後の委員会の運営について、何かご意見がございましたらご発言願いたいと思います。

それでは、当委員会は引き続き委員間討議の時間もとりながら、調査並びに審査を進めてまいります。

次に、事務分掌表をお手元に配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、案件に入ります。

県内での広域連携の取り組みについて、地域振興部長、保険指導課長、住宅課長の順に報告願います。

中山地域振興部長から説明をお願いします。

○中山地域振興部長 それでは、県内広域連携の取り組みについて、奈良モデルの検討状況をご報告します。

資料1の1ページ、奈良県の状況、まず現状認識ということですが、本県の市町村の財政状況は非常に厳しい状況が続き、また全国的に市町村合併が推進される中において、本県では地域性もあり合併が進まず、小規模町村が多く、職員削減などにより組織体制が脆弱となっているのが現状です。

県が考える県と市町村の役割分担、奈良モデルの考え方ですが、先ほど説明しましたさまざまな課題に対しまして、県と市町村全体の人材、財源、公共施設等の行政資源の有効活用という考えのもと、奈良県独自の県と市町村が機能的に連携する効率的な行政運営を模索して、垂直補完、水平補完、県から市町村への権限移譲、これを3つの柱とする奈良モデル検討報告書を策定しまして、本県独自の県と市町村の役割分担の実現に向けた取り組みを進めているところです。

2ページでは、現行事務の整理、分析を行い、奈良モデル役割分担見直し検討対象73業務を抽出しました。

3 ページでは、今後の取り組みの考え方としまして奈良モデルとして整理した73業務について具体化を図るため、市町村と県が協議の上、市町村の要望の強いもの、効果の高いものから詳細検討を行うことにしております。取り組みが可能なものから順次実行することにしております。

これまで成果のあったものとしては、3 ページ、Ⅱの技術支援では、市町村管理の道路橋梁の点検や長寿命化修繕計画の策定については、市町村で技術職員を独自に確保できないために県が受けることにしております。

次のⅢですが、地域間連携としてましては、複数市町村による消費生活相談窓口の設置、運営を進めることにしております。

次のⅣですが、情報システムの共同開発、これの例としましては、香芝市ほか6市町による住民情報系システムの共同化等を進めております。

次に、別冊資料2は具体的な平成24年度の検討状況の報告です。ことしの5月16日に開催しました奈良モデル検討会で、5項目について課題提案を行いました。そのうち、地域振興部所管について3項目がありますのでご報告します。

1 ページ、市町村税の税収強化についての説明です。市町村税を取り巻く課題や、課題解決に向けて検討すべき取り組みについて、市町村と議論、検討してまいりました。特に低調な徴収率の改善を最優先に、徴収業務の共同化に向けた検討を進めています。

2 ページ、共同徴収組織への参加意思を表明された市町村は、昨年12月時点で27市町村です。

3 ページはこの27市町村の内訳ですが、検討に参加すると回答された市町村は地図のとおり、県内各地に分散していると。広く圏域を対象とした対策が必要です。職員の派遣や国民健康保険税の取り扱いなどが検討課題であると認識しております。

4 ページ、今後の検討課題としまして参加意思を表明いただけてます27市町村を中心に、詳しく滞納状況等を分析した上で記載の、例えば職員の派遣方法の検討などを行うということで進めております。

5 ページは、県税事務所単位で市町村との意見交換を実施していますが、その意見の中で主なものとしては、一定の地域でレベルの近い市町村がまとまってから検討を進めようかどうか。いま一度、県の実情に合った方法を検討すべきではないかといった意見もあります。これらを踏まえて、さらに検討を進めてまいります。

6 ページは支援体制です。このような奈良モデルの検討と並行する形で今年度より市町

村税を含めた市町村税支援体制を整備、構築しました。この市町村税、滞納整理本部の活動とともに連携した税収強化策を検討をします。

次に、水道運営の連携についてです。7ページでは、平成24年となっておりますが平成23年12月に県域水道ビジョンを策定しました。水道事業につきましては、水需要が減少傾向にある中で多くの水道施設が今後更新時期になり、そのまま更新していけば多大な費用が発生する、経営的にも非常に厳しい状況を迎えようとしています。県域水道ビジョンでは、こうした共通する課題に対応するため、県域全体を県営水道エリア、五條・吉野エリア、簡易水道エリア、この3つのエリアに区分しまして、地図にも掲載しておりますが、県内各エリアのモデル案を提示しました。

8ページ、県営水道エリアにおきましては、県営水道と市町村水道の二重投資を回避する視点から、水源として県営水道を選択した方が効率化を図れる場合、市町村の浄水場を廃止して、県水の転換を図ることの検討も進めているものです。市町村がそういう判断をされるということになれば、県営水道を選択していただくと。県営水道エリアにおきましては、今後の水需要予測、施設更新を考慮しまして経営シミュレーションを行い、処方せんとして取りまとめて各市町村に提示して、市町村が水源選択についての協議を進めていきたいと考えております。

9ページ、五條・吉野エリアにおきましては、用水供給事業のモデルについて協議を進めていきたいと考えております。

10ページ、簡易水道エリアです。管理の受け皿組織として管理形態、業務内容等について協議を行っていきます。

このように、県と市町村、あるいは市町村同士といった水道事業全体の広域的な資源の有効活用ということですが、要は広域的な連携を果たし、安全で安心して飲んでいただける水道水を将来にわたって供給し続ける県域全体の水道サービスを目指していきたいと考えております。

次に、図書館管理運営の連携です。

11ページ、図書館をめぐる状況を整理しておりますが、県内の公立図書館におきましては図書購入費の減少、図書館の利用資格が限定されている、それぞれ市町村単位になっている現状があります。このような状況の中で、図書館が相互に連携することにより、単にスケールメリットによるコスト削減にとどまらない、利用者の利便性の向上、図書館間の総合メリット、この実現ができないか検討を進めてまいりました。

現在取り組んでおります実施可能な4つの連携事業について説明いたします。

12ページ、1つ目ですが、図書館で本を借りますと借りた本の名前、返却日などを記載しているレシート、このレシートの裏面に広告を掲載する企業主を共同募集して広告掲載の対価として企業にレシートを現物で納品していただくと、それを図書館が使うと、両方メリットがあるのがまず1つ目です。

13ページ、2つ目は、限られた図書を融通し合いながら相互貸借で有効活用を図るとともに、利用者が希望する図書を迅速に入手できる仕組みです。搬送等の仕組みです。

14ページをお願いします。これは3つ目です。市町村単位でつくられている図書館便りなどの広報紙に近隣の図書館で行われている講座などのイベントの情報を掲載し、利用者に情報提供するなど、各図書館のイベントや展示の情報を共有する仕組みです。情報の相互交流です。

15ページです。4つ目は、職員のスキルアップ、これを図るために、忙しく研修会に参加できない図書館職員を対象に、後日自主的な研修ができるようホームページを立ち上げて、研修会、セミナーの情報を提供する仕組みです。

16ページ、今後の事業展開ですが、平成24年度の事業展開を中心に書いておりますが、各事業の実施に向けて図書館の実務を担当するメンバーによる会議を開催しまして検討を進めており、具体的内容が決まり次第、随時即実施してまいります。

以上で県の広域連携の全体の取り組みと地域振興部所管の検討状況の説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○河合保険指導課長 市町村国民健康保険のあり方について報告させていただきます。

17ページ、取り組み内容のご説明に入ります前に、国民健康保険について広域化に取り組む背景、問題状況について記載しております。国民健康保険制度は支出の面については、高齢化の進展でありますとか医療の高度化によりまして支払わなければならない医療費がどんどん増加している状況がございます。その一方で、その医療費の支払いの財源になる保険料につきましては、働く世代、現役世代の人口が減っている一方、それに加えて、その働く世代につきましても失業者が増加したり非正規雇用の方がふえたりといったような状況がございまして、保険料収入が減少するという構造的な問題を抱えております。このような問題に対応いたしますために国民健康保険の広域化を図りまして保険財政の安定化や健康づくりなどの事業を共同して実施していこうというものになっています。

18ページ、市町村国保の広域化に向けた課題と取り組みで、まず昨年度の取り組み状

況でございます。まず1点目としましては、保険財政の広域化に向けて具体的には2つの取り組みを行っております。

1つは、保険財政共同安定化事業の拡充でございます。この事業は市町村がそれぞれ行っております医療費の支払いを全市町村が拠出金を出し合って共同して支払う事業です。その共同して支払う医療費の範囲などを今年度から拡充しています。

もう1点は保険料の標準化に向けた取り組みでございます。国民健康保険の保険料は市町村がそれぞれ条例で定めております。その算定方法が異なっておりまして、市町村ごとに保険料がそれぞれ個々に異なっている状況になっております。そこで、保険料を標準化いたしまして県内のどこの市町村に住んでも同じ世帯構成、同じ収入であれば同じ保険料になるようにしようという取り組みです。昨年度は導入に向けまして、市町村の合意を得られたところです。

19ページ、今年度の取り組み方向です。まず国の動向ですが、この4月に国民健康保険法が改正されまして、国民健康保険の広域化を推進する環境整備が図られたところです。これに対する県の考え方ですが、今回の法改正から一步踏み出した形をとってまいっております。国民健康保険の県単位化を進めるに当たりまして収支両面、すなわち医療費の支払いの共同化、これは国の方で法律で定められたものですが、医療費の支払いの共同化だけではなく、保険料につきましても標準化に取り組んでまいろうと、それでもって県単位化を図ってまいろうと考えております。もう1点は、県と市町村が共同して保険運営を担う体制とするべきではないかということです。今後、県単位化に向けまして役割分担の検討を行っていくこととしております。

20ページ、保険料の収納対策や健康づくりに関し、県と市町村との共同事業を検討しております。具体的に健康づくり事業につきましましては、今年度、特定健診の受診率の向上を図るため、記載のような事業を実施する予定をしております。

21ページからは国民健康保険の広域化とは別のものになるのですが、後期高齢者医療広域連合の保険者機能の強化に向けた取り組みです。県と広域連合が連携を強化し高齢者の健康維持、増進に共同して取り組もうというものです。昨年度は、県と広域連合が共同して奈良県健康長寿共同事業実行委員会を立ち上げました。そこでは有識者によりましてどのような取り組みを行うのがいいのかといった取り組み方策の研究を行っていただきまして、その研究成果なども踏まえまして実地に地域を巡回しての指導、普及啓発活動を行っております。

22ページ、今年度の取り組みですが、今年度も引き続き健康長寿共同事業の展開を図っていきたいと考えております。

もう1点は、今年度、県と広域連合の連携を強化する趣旨から、知事が広域連合の副広域連合長に就任し、広域連合での保険者機能の取り組みをさらに推進を図っていくことを考えております。以上でございます。

○丸山住宅課長 市町村公営住宅等の管理の共同化について説明します。

資料の23ページ、市町村公営住宅等の管理の共同化についてですが、これまで各市町村ごとに取り組んでいます市営住宅、村営住宅、町営住宅といった公営住宅等の管理につきまして、さまざまな課題があることを踏まえ、資料上段にあるような効果を目指して、専門組織によってこれを共同して管理、運営することを目的とした取り組みです。

24ページ、この取り組みにつきましては、昨年11月7日にご提案をさせていただきました。その後取り組みを進めています。現在のところ、関係市町村のご意向ですけれども、おおむね公営住宅等のある36市町村すべてから、最終的な参加、不参加は別として賛同をいただいている状況です。

25ページ、現在の状況ですが、管理の共同化に向けまして、まずは各市町村ごとに管理の適正化に向けた取り組みを、少しずつですが進めているところです。また、これらの取り組みの中で、県に対しても家賃の滞納訴訟に向けたお問い合わせとか家賃滞納に対する処理方法についてのアドバイスを求められるなどしておりまして、県としても関係市町村において取り組みが非常に積極的に進んでいると認識を持っているところです。

26ページから30ページ、市町村公営住宅等の管理の状況、あるいは改良住宅の管理の状況、ストックの状況、30ページに市町村別の公営住宅等の家賃徴収率の順位をつけております。こういった情報を各市町村間で共有をしながら、管理の共同化に向けた取り組みを鋭意進めているところです。

○井岡委員長 ただいまの報告、その他の事項も含めまして、質疑等があればご発言願います。

○藤野委員 1点だけお聞きいたします。資料2のページ5、県税事務所単位での意見交換会の中で、市町村からのご意見ということで、検討開始当時と比較すると、滞納整理に対する市町村の考え方も変化してきていると書いているのですが、検討開始当時と比較すると考え方の変化とはどのように変化をしているのか、詳細にお聞きしたいと思います。

○高野市町村振興課長 税の検討状況でございますけれども、検討当時の平成20年から、奈良モデルに位置づけられる前から検討は進めておりましたが、基本的に当初の考え方は、1つとして、課税等も含めまして県内39市町村すべてが入って、課税から徴収のすべてをパッケージとして税務行政を一つの組織としてやっていく考え方が基本にスタートしております。

いろいろ検討している中で、まずは課税につきましては市町村の課税自主権という問題もあり、なかなか難しい部分もある。そういった中で、さらに徴収側の滞納整理につきましても各市町村でそれぞれ取り組み方が全然違う。徴収職員がほとんどおらず、ほとんど手をつけられていないような市町村もあれば、基本的にすごく頑張っているところもある。そういった非常に格差があることから、県内一くくりにしてすべてを一緒にやっていくことは難しいという考え方の変化があり、そういった意味で、まず徴収に絞り、その中でもさらにすべてを一くくりにするのではなくて、できる少しずつの範囲ごとにやっていった方がいいのではないかと、近隣の市町村ごとの組み合わせをつくって進めた方がスムーズに進むのではないかとのご意見をいただいたところです。そういった考え方の変化があったことが大きな流れでございます。以上でございます。

○藤野委員 徴収に対しては、それは当然というか、各市町村によって人員の件もございまして、それぞれのやり方等もあるでしょうし、違うというのは理解はできるのですけれども、一定の線というか、そういうもとで同様の取り組みをしていかなければ、滞納が多い市町村、より一層そこに励んでいる市町村と、それはある程度県が指導しながら、そして非常に頑張っている市町村を目標として、さらにその辺の厳しい市町村はもっとレベルを上げていかなければならないのではないのか。その辺を県が、指導する役割についてはどうなのかをお聞きします。

○高野市町村振興課長 徴収ですので、一定の線を引く、法に基づいて確実に納めていただくことは基本だと思っております。そのそれぞれのエリアでいろいろなやり方があっていいのではないかとこの考え方は、それぞれに格差があつていいということではなくて、取り組みの仕方にそれぞれあつていいのではないかとこのことがあります。

例えば1つ、非常に頑張っているところは、下手にそういう組織を全県でつくって滞納案件をすべてそこに任せてしまうと、せっかくその市で取り組みを始めているのに、それに水を差してしまうと、要するに無責任になってしまうという考え方の市もあります。そうではなくて、一方で全く手がついていないようなところについては一くくりにして、例

えば県職員も一緒に滞納整理に取り組んでいくというようなこと、そういう集団をつくる
ところもあっていい、そういう意味でそれぞれのエリアで取り組み方に差があってもいい
だろう。ただ、最終的には税ですので、徴収率100%を目指すのは当然基本ですので、
そこを目指して県も支援していく。それぞれのエリアでの設計の支援の仕方もいろいろあ
るだろうと考えているということです。

○藤野委員 徴収と滞納というのは、観点が違うのかもわかりませんが、これはす
べて、例えば国民健康保険、公営住宅もすべて関わってくるのではないかと考えておりま
すので、さまざまな角度からの検討を県と各市町村が連携しながら進めていただきたい。
このことを要望して質問を終わります。

○梶川委員 今、藤野委員がおっしゃったように、税の共同徴収は滞納者の共同徴収なの
か、あるいは一括して全部含めた共同徴収なのか。かつていろいろな市町村から県政に対
する要望があったらお聞かせくださいと言ったことがあって、その中にこの共同徴収みた
いなこと、これは滞納者の共同徴収ですが、共同徴収をしてほしいという提案をされた市
町村があって、これを見たらバツになっているので、あれっと思って驚いているのですが、
今の考え方の合意ができたという市町村があるかも知れませんが、これは税のすべてを
共同徴収するというものなのか、滞納だけを共同徴収するというものなのか。滞納だけだ
ったら案外全市町村が共同してできるのではないかと思います。いかがなものでしょ
うか。

それともう一つ、図書館の話が出たので聞かせてほしいのですが、よく町民から、そこ
の図書館に行ったら町外の方は閲覧は許されるけれど貸し出しはしてくれませんかと言うの
で、まずは町外の人にも貸してもらえるようにしてくださいという声があるわけですが、
きょうここへ出された資料はそういう共同図書館の共有化というようなものと思っているの
ですが、できたらそういう別の市町村でも制裁を加えるという意味ではなくて、どこが制限
しているのか、うちは全部だれでも貸しますとなっているのか、そういう仕組みも見せて
もらったら、そこを起爆剤にして市町村のしわ寄せをとってだれでも貸しますよと、もち
ろん人口や金のかけ方が違う市町村もあるから、そうやたらに他町の人には貸せませんと
言うのもわからないでもないのですが、奈良モデルと言うのであればそういうことも考え
て、この資料を見せてもらって、それなりに行政の合理化をなさっているのだと思います
ので一定わかりました。ほかにもいろんな事業でそういうものがあれば、奈良が合併がで
きない県であれば、そういう取り組みもして、私は広島県出身なのですが、広島は全国一

平成の大合併で合併が進んで、70幾つあった市町村が22～23になった。合併は市町村民が決めることだから、合併をするかしないかはその住民の意思であるという姿勢も聞きましたから、それではそれでいいのですけれど、こういった奈良モデル的な行政合理化をして実質効果を上げる努力をひとつお願いします。以上です。

○高野市町村振興課長 税の項目で、1点目ですけれども、滞納だけかすべての徴収かということですが、税の世界で基本は自主納付ですので、きちんと納めていただいている方は自主的に納めていただいていますので、そこで滞納整理は基本的には発生しない。さらに滞納になってしまった分について共同で徴収にかかることが基本と思っています。その滞納案件の中でも、特に高額なものであるとか非常に徴収が困難なものについてやっといこうと議論になっておりますが、それがどのレベルのものを共同で徴収していくのかは今後詰めていくことになっていきます。

それから、若干話が出ました、滞納だけかすべてかという話のほかに、国民健康保険税や公営住宅の住宅の使用料まで広げていくのかは、今のところは、国民健康保険につきましては税で取っているところと料で取っているところと両方がありますので、入れないと困るところ、一緒にやらないとだめというところとやっつてはだめというところと両方のご意見がありますので、すり合わせを今後していかなければいけないと思っています。以上でございます。

○反田図書館副館長 お話のございました、利用者を住民に限定している背景には、やはり資料費という図書を買うお金が激減していることがあると考えております。

例えば、市立図書館の図書購入費ですけれども、10年前に比べますと3割までになっています。そういう中で、新刊本は次々出てまいります。それを購入するに当たって利用者に、限られた本を使っていただくためにやはり住民を重視する、優先することがその現状にあると考えております。

そのような中で、広域的に限られた資料をこの奈良モデル、図書館の連携では融通し合いながらやっつていこうということでございます。なお、県立の方は別に住民を県民だけに限らず府県の境界を取りまして、県外の方からのご利用もいただいているということございまして、これらの連携を相互貸借及び搬送の方のシステムの構築に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○梶川委員 税については一応理解をし、思ったのは、そういう組織をつくったらいいと言った市町村がバツになっているから、あれと思ったので、あえて意見を言ったのですが、

よく話し合っって適切な方法をとってほしいと思います。

それから図書館管理の連携についてですが、他町の市町村の住民に貸し出しをすることについては、すぐにお金は出せないようではけれども、県もそういう計らいをした市町村には何らかのメリットがあるようなことでもしてみたらどうかと思いますので、具体的には奨励金でも出したら解決するのもわかりませんが、そんなことも考えてみたらいいと思います。

この資料の中にこの市町村は他町にも貸し出ししているしていないという一覧表をつくるのは刺激的ですか、どうですか。

○反田図書情報館副館長 利用状況につきましては把握しておりますので、資料として準備することは可能かと考えています。

○梶川委員 ではお願いします。

○井岡委員長 ほかにございませんか。

○尾崎委員 今後、県内で広域連携なり連合を進めていこうという取り組みだと思うのです。今現在、市町村間で、一部事務組合を含めてさまざまな連携をやっておられることを把握をされておられますか。

○高野市町村振興課長 県内の連携につきましては、もちろんこの奈良モデルの成果を受けて連携されているところは把握しておりますし、そのほかに従来から自治法上の仕組みによりまして、今お話が出ました一部事務組合で行っているもの、それから広域連合で行っているもの、それから事務の委託という形でやっているもの、そのあたりの事務の連携につきましても把握はしております。

○尾崎委員 そうしたら、今後議論を進めていく中で、そういった資料というのはお願いできるでしょうか。お願いします。

○井岡委員長 随時お願いしたいと思います。

○高野市町村振興課長 昨年の初度委員会のご説明で、一部事務組合や広域連合の一覧はお示ししておりますので、また再度お配りさせていただきます。

○奥山委員 何も通告もしておりませんが、小さなことなのですけれども、今、税の滞納率を少なくしようと、集積率をアップしようという取り組みで市町村と県が連携する。特に滞納は各市町村によって温度差があるように思っていましたので、県が滞納についていろいろと検討することに非常に賛成ですけれども、1つだけ聞きたいのは、例えば税の場合はよくわかるのですけれども、水道料金の関係は各市町村、特に香芝市で県営水

道は100%で、県は黙っていても香芝市から県営水道100%だからきっちり県にくれると。ただ、税の場合は市町村民税・県民税というのがあるので、特に県は一生懸命この滞納を何とかしなければいけないという、イコール県に入ってくるものが少なくなるということだと思っただけけれども、水道料金の場合は、はい、香芝市、いつもどおりと言って、ほぼ100%。ただ、各市町村でよく聞くのは、個人のお宅の水道は滞納してもなかなかとめられない。水道料金を払えないという個人のお宅は、いろいろな状況で非常にあるでしょう、ところが市町村によれば、水道を特によく使うところが大きく滞納するのが物すごく多いわけです。香芝市でしたら、香芝インターチェンジの近くにはおふろがいっぱいあります。ビジネスホテルがいっぱいあります。あそこはいつも滞納について非常に困っているのをよく聞く。非常にあれだけは、夜シャワー浴びるだけではなくて、24時間ほぼ水道を使う。ここでぼんと滞納が結構あったり、よく配線、水道管をちょっちょつとして。香芝市にとつたら県には請求どおりきっちり決まっている金額は払う。しかし香芝市自体になるとなかなか難しい問題があるけれども、そういうような困っているところがひょっとしたら、香芝市だけではなくに奈良県内もあるけれども、せつかく税もこうして奈良モデルで連携しているのに、元水道局長が今度議会事務局長に来てくれたけれども、県の対応として、うちはいつも県営水道の分は十分に入ってくるから、これについては対応しないのではなしに、各市町村の水道料金の滞納や収納についても、今こうして出してもらっているから結構なのですけれども、一応市町村の意見を聞きながら県としてのアドバイスなりやり方とか、いろんなことでこういう取り組みをしてもらおう方がいいと思うのですけれども、だれが答弁できるのかわかりません。

○清水地域政策課長 済みません。今おっしゃっていただきましたように、水道料金、これ市町村が水道を末端として各消費者の方に配っていただくという仕事をしていただいておりますので、そこでの滞納が発生する。確かに県営水道は相手が市町村でありますので、これは確実に納入をしていただいております。そのような悩みは各市町村ごとに確かにあるかと思えます。今、この県域水道という考え方のもとに、県水エリアの中で県水と、それから市町村水道を垂直で連携したり、あるいは広域で連携したりということを考えておりますので、そういった中で末端の事業としてお困りのことがありましたら、お話をお聞きしまして、県としてどのようにできるかも含めて検討し、これから相談させていただきたいと思えます。

○奥山委員 こういういろいろな県の奈良モデルという取り組みの中で、本当に小さな細

かいことかもわからないけれども、先ほど言うたように、県はこれだけについてはゆっくりと、絶対に入ってくる自信のあるものは以外と放っておくことをよく市町村へ行くと言われるので、こういうこともしっかりと取り組んでいただきたいと思って聞かせていただいたので、きょうは意見だけにさせていただきます。

○井岡委員長 ほかにございませんか。

○小林（茂）委員 住宅課へのお尋ねになるかと思うのですが、本日、ご説明をされた資料2、23ページ目、市営住宅等の管理共同化の項目について少し関心を持って拝見しておりました。その中で理解を共通化させるということで簡単に教えていただきたいのですが、滞納が発生していると、これを解消するためには家賃を督促する、延滞金を徴収する、この2点に尽きると思うのですが、募集に関しては現在県営住宅は民間委託をされています。これらの督促業務、延滞徴収、これらについても同様に民間委託をされているのかどうかを1つお尋ねしたいと思います。

あともう一つは、市町村営住宅も同様にこれらの募集、それから延滞督促等について、含めて民間委託をしているのかどうか。この質問は、これから調査をされていく過程にあるのかもしれませんが、もし幾つかの市町村の事例でお調べになって結果が出ていけば教えていただきたいと思います。延滞督促業務も民間委託をしているのか、それから市町村営住宅で民間委託の事例があるのかどうかをお聞かせいただけたらと思います。以上です。

○丸山住宅課長 家賃の督促についてのお問い合わせは2つあったと思います。

まず県営住宅でございますけれども、ご指摘のように指定管理者に管理の方を委託しておりますので、家賃の徴収業務及び滞納については何カ月だと滞納なのかというのは判断としてございますけれども、家賃がその月に払われなかった場合に、払っていただいてませんと、その世帯の方に家賃の督促に行っていただく業務についても当該民間事業者に行っている状況でございます。ただ、長期間滞納しているような状況ですと、訴訟といった手続に入ってくる可能性もございますので、その場合は住宅課で直接やるという役割分担になっています。

市町村の指定管理者の動向につきましては、資料を持ち合わせておりませんので把握できておりません。調べ次第改めてご報告をさせていただきます。

○小林（茂）委員 質問は終わったのですが、滞納の考え方、何カ月をもって滞納とするのかというのは、民間ではございますので、決めておられると思います。その一定の線を超えるか超えないかで決めておられて、それを超えればお住まいになっている方に対し

ては非常に厳しい対応で臨んでいることになっております。

今後もしもそうなさっていったらいいと思うのですが、実現すれば全国初の取り組みとなる市町村営住宅、県営住宅との管理の共同化については、この指定管理者制度をとっている民間の方もその議論の中に加えていただけたら、もし考えておられなければ加えていただけたら、より高度なものができるのではないかと思います。

それと、共同参画していかない理由がどんなところにあるのかと疑問に思っているのですが、この現在呼びかけている市町村に対してまだ未定であるというところ、奈良市と香芝市はそれぞれ未定であると思うのですが、調査していくとか議論していくという部分においては、皆さん参加されたらいいのかと。これを見ていたら、奈良市のボリュームは非常に大きいわけです。県の中で、市町村の中でも大きいわけですので、それぞれ課題を抱えているからこそ、それを解決するためのノウハウというのはより深く研究するはずなので、奈良市も香芝市も研究していくことかと思っておりますので、そういったところを県全体がつかんでいくことが可能かと思っておりますので、できるだけこの方針が未定の市に対しても呼びかけていかれたらと。また、これらの市町村がこういった今までの説明会に参加をされているのか。ということも少し疑問には思いますけれども、今後の住宅課の取り組みを期待したいと思います。

○丸山住宅課長 ご指摘ありがとうございます。ご説明が足りなくて申しわけありません。県営住宅は2カ月滞納で督促業務をしております。今ご説明させていただいたのは、水平補完という形で、まずは市町村公営住宅の横のつながりをしていこうという取り組みを進めております。それが実現した後になると思いますけれども、最終的には、委員ご指摘のとおり、垂直補完という形で県営住宅のさまざまな取り組みについても市町村の方にいろいろ普及をさせながら、積極的な取り組みを進めていきたいと思っています。

奈良市の参加状況でございますけれども、話し合いの場にはご参加をいただいていると聞いていますので、そういったことを通じて、また積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○井岡委員長 ありがとうございます。

○今井副委員長 お伺いしたいと思います。1つは消防の関係ですけれども、消防の広域化の問題で市町村議会でどのような議論がされているのかといろいろ聞かせていただきましたところ非常にばらつきがあることがわかりました。全員協議会で説明を受けたようなところもあれば、全く何の話も聞いてないようなところもあります。それで、今後の進め

方のスケジュールを見ておりますと、12月に市町村が広域化の調印をする。議会のかかわりは新たな広域化による新年度の予算を決めるのに議会の議決が必要となりますので、議会が広域化についていいのか悪いのか判断する場というのがこれではなくて、順番的に問題になるのではないかと感じているのですけれども、今後の進め方については、その点をどのようにされようとしているのかお尋ねしたいと思います。

それから、先ほど住宅の話聞いておりました思い出したのですけれども、よく住民の方からあそこの住宅があいていると、住宅があいているから入りたいという声がありまして、聞くといっぱいですという返事が返ってくるわけです。物置みたいな形で公営住宅が使われているところがありまして、そこは家賃を払ってればそれでいいのかもしれないのですけれども、そうした点につきましても一度検討いただいて、皆さんが使える公営住宅が本当に有効に活用される必要があるのではないかと思いますので、その点もいろいろ議論されるときには中に含めていただきたい。また、そういう議論が今なされているのかどうか、そのあたりもお尋ねしたいと思います。

それと、図書館管理運営の連携についてですが、民間の広告をつけるというので、レシートを物納してもらうということですが、参加する企業はどれぐらい物納しなければいけないのかがわからないので教えていただきたいと思います。

○松丸知事公室次長消防救急課長事務取扱 消防の広域化についてのお尋ねでございます。

前回6月の当委員会で、5月16日の広域化協議会総会で合意された事項についてご説明させていただきました。その確認でございますが、奈良市、生駒市を除く37市町村で広域化を推進するということ、それから中和広域消防本部に消防本部と指令センターを置くと、それとあわせて広域化に係る基本方針、それとスケジュールについて確認をされました。それで、今後のスケジュールといたしましては、12月の協議会総会で広域化の基本となる広域消防運営計画、これを合意をいただいて協定調印、それから25年3月の総会で組合規約、これを合意をいただいて、6月の市町村議会で規約の議決、そして9月に組合設立、こういった運びで進めていこうと確認されました。5月の基本合意を受けまして、11消防及び県も加わって基本的な事項について検討を進めてきたところでございます。それで、8月30日に消防の管理者の会議、小委員会が開催をされまして、今までの検討状況について報告をされたところです。その中でも、委員がおっしゃったようなご意見もございまして、今後の進め方としては、まず10月下旬か11月初旬に小委員会を開催し、そこで運営計画の案を協議をしていく。そして、小委員会で合意した案を37市町村に報

告をする、それで1カ月以内に12月の市町村議会までに報告をしていく。そして、それぞれの市町村の12月議会でご理解をいただいて、そして運営計画を12月の総会で承認して調印に持っていくということの進め方を確認されたところです。

それで、県といたしましてもやはり市町村議会でご理解いただけるように、県事務局も加わって、37市町村に説明してまいりたいと考えているところです。以上でございます。

○丸山住宅課長 今、委員からご指摘いただきました、公営住宅が空いているけれどもなかなか入れないという状況、管理の共同化という観点からは離れるかもしれませんが、事実そういう状況がある、またご指摘があるという状況も認識をしております。ただ、実情といたしまして、住宅をお貸しさせていただくときには住宅を修繕等をしてきれいな形で新しい住民の方にお渡しする決まりになっていて、そういう中で修繕費が非常に高額になってしまうような物件とか、あるいは荷物があるというのは、個別の状況にもあるかと思えます。例えば、その退去をされる際に前の住民の方が荷物を置き放しにして出ていかれたような状況について、県費を使って廃棄するとか、そういったところについての予算的な措置という状況もあり、そういうご指摘をいただいて、できるだけ広く住民の方に募集をしていきたいとは思っているところですが、取り組みが進んでいない実情がございまして、ご指摘いただいたような現実があるという状況も認識をしております。できるだけそういったことがないように今後検討していきたいと思っておりますので、引き続きご指導いただければと思います。

○反田図書情報館副館長 貸し出しレシートの広告の共同募集でございます。

今年度は先行しまして、県子ども家庭課が児童虐待防止の広報事業の一つとしてレシートの裏面にそういう広告を載せたという形でお聞きしております。そういう私どもの取り組みを参考に、今回こういう形で取り組みをされたものと理解しておりまして、今後はそれを参考に引き続き無料の貸し出しレシートがお配りできるようにさせていただきたいと考えております。

ちなみに、当初想定しておりましたのはロール紙、大体幅が8センチございまして、長さが大体80メートル、長短あります。それを大体1,200巻ぐらいと想定をしていたのですが、実際に今回、子ども家庭課が全県エリアを対象にお配りされたということでございます。調査ということで、奈良モデルに参加されたという課を対象にした関係でございまして、実際どの程度のロール紙をお配りされたかというところは、またちょっと把握させていただきたいというふうに考えております。

○今井副委員長 ありがとうございます。広域化を進めていく場合に、市町村議会の理解は必要なことだと思っております。どういう点で皆さんが疑問を持っておられたり、そうしたことについては十分に理解してもらえらるような、そうしたことを進めていっていただきたいと思うところでございます。

それから、空き家のところを修理し、貸す場合にはきれいなところというのはわかるのですけれども、市町村営住宅も同じようなことを聞きますので、そうした点も共同で、いろいろ議論されるときには話題にして実態をつかんでいただけたらと思っております。

レシートのことは、今はこども家庭課の方がやったということで、民間で今後そういうことの可能性はどうでしょうか。先ほどの説明では企業から無料でレシートをと書いてましたけれども、企業というあたりでは、その可能性とか。

○反田図書情報館副館長 広告主の件でございますが、今回、広告主が県こども家庭課で、当面、今年度ぐらいいけると思っております。ただ、それを切れることなく引き続き検討するに当たって、これから新たな企業を見つけていきたいと考えております。ただ、全国的にも先進的な取り組みがございまして、資料の12ページに、ブックオフという企業も参画されております。こういう企業、あるいは県内の書店などを対象に広く募集を募っていきたいと考えております。

○井岡委員長 ほかにございませんか。

本日は県内広域行政について質問等をしていただきました。

関西広域連合の6月からの今の動きをご説明をさせていただきます。

1つ、8月23日付で政令市、京都市と神戸市が加入で広域連合議会で議決されました。

それから次、国の出先機関の対策についてですけれども、早期国会提出を求める声明を出されておりましたけれども、今現状、審議は進まず、この法案は今国会では恐らく流れるであろうということでございます。それから、地方自治法の改正については法律は提出しました。

それから、9月17日に近畿市長会、町村会長会と関西広域連合は意見交換会を行います。

それから、広域計画の改定についてですけれども、神戸市、京都市の加入によって、この9月から改定作業に着手することとし、平成25年度以内に議決に向けて改定の検討をしていくということになっております。

それから、関西における中長期的なエネルギー政策についてですけれども、大飯原子力発

電所3号機、4号機の再審査を求める声明を関西広域連合は出されました。ただ、この上記の議論の中で節電要請期間終了後に大飯原子力発電所3号機、4号機の停止を求めるべきとの意見もあったが、声明文をどう出すかについては国の対応を見ながら9月以降、改めて検討することとしましたということをおっしゃっています。

それからもう一つ、東日本大震災災害廃棄物の広域処理については、東北の方から必要がないということで検討中止することとしました。なお、不燃物については今後の状況も見定めることにしたということです。

そのほか、韓国と中国のプロモーションを行った、そして予定されています。

以上、この委員会終わりましたら、今までのこの資料をまた委員の方に配付したいと思っております。

以上、本日の委員会を終わらせていただきます。